

医政メモQ&A

総合規制改革会議の罪

総合規制改革会議が昨年暮れに第3次答申を小泉首相に提出し、ほぼ3年間にわたる主な作業を終えた。これを受けて政府は今年度末の3月19日に、第3次答申で指摘された「具体的施策」を盛り込みつつ、規制改革推進のための新たな3ヵ年計画を閣議決定した。

Q：総合規制改革会議とは何か

A：総合規制改革会議は、平成13年4月1日、内閣府設置法に基づく政令で、内閣府に設置された。設置期限は3年間で、平成16年3月31日までである。

その役割は、「経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議すること」とされている。

議長は宮内義彦（オリックス株式会社）、副議長は鈴木良男（株式会社旭リサーチセンター）、委員は民間有識者と称する人たちが構成されている。

Q：第3次答申の内容はどのようなものか

A：平成15年12月22日に出された第3次答申の医療・福祉関係の具体的施策として、以下の10項目をあげて、逐次実施を求めている。

1. 医療提供者に関する徹底的な情報の公開
2. IT化の推進による医療事務の効率化の質の向上。
3. オンラインによるレセプト請求原則化のための条件整備
4. 電子カルテシステムの普及、医療用語・コードの標準化・徹底等
5. EBMの一層の推進

6. 保険者機能の充実・強化

7. 診療報酬体系の見直し等

8. 我が国における外国人医師・看護師による医療行為等の解禁

9. 高齢者介護の新しい仕組みの在り方

10. 薬学教育6年制導入に伴う薬剤師国家試験の受験資格見直し

Q：今回の問題点は何か

A：今回の答申では、医療に関連の深いもののなかで、『具体的施策』として掲載されたのは、「医薬品の一般小売店における販売」のみである。しかし他の事項についても、『現状認識及び今後の課題』として引き続き規制改革に取り組むように求めている、その基本的姿勢に変化はない。

特に「株式会社の医療機関経営の解禁」と「いわゆる混合診療の解禁」の2つの項目については、これによって、医療での金儲けを画策する考え方を強く主張し続けている。

国民皆保険、現物給付、フリーアクセスの3つの柱によって支えられている。世界に冠たる日本の医療保険制度を維持し、さらに発展させるためには、このような考え方に断固として反対していく必要があると考える。

Q：総合規制改革会議が残したものは

A：今回の総合規制改革会議ほどたちの悪いものはなかったと言える。経済的な規制緩和はほぼやり尽くしたため、今度は「社会的規制」「官製市場」への斬り込みが必要と、とりわけ厚生労働省を狙い撃ちにした。

本来なら今後の社会保障政策はどうあるべきか、国家的な議論が必要であるが、改革会議では、少数の経済人たちが基本的な

国家観を欠いたまま、自分たちのビジネスチャンスを拡大するため突っ走った。それを多くのマスメディアは「小泉構造改革」の名の下に見逃し、容認したばかりか、その内容の良し悪しを問わずに“抵抗勢力”との権力抗争ばかりに着目し、小泉首相も政権運営にそれを利用しており、小泉首相、マスメディアともその罪の重さを知るべきである。

Q：総合規制改革会議の後継組織は

A：政府は3月19日の閣議で、規制改革・民間開放推進会議の設置を定めた政令を決定した。その委員には、総合規制改革会議の宮内義彦氏、鈴木良男氏が選ばれている。

Q：規制改革・民間開放推進3カ年計画は

A：3月19日、政府は規制改革のための新たな3カ年計画を閣議決定した。医療関係の主な事項は（表1）。

このまま小泉内閣が続くようなら、規制改革・民間開放推進会議の動向を注視していかなければならない。

（政策部担当理事 中田 康信）

表1 規制改革・民間開放推進3カ年計画の主な事項（医療関係）

- 株式会社等による医療機関経営の解禁
構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、全国における取扱いなどについてさらに検討を進める 【逐次実施】
- いわゆる「混合診療」の解禁
高度先進医療について、個別承認を必要とせず、迅速に認める仕組みを検討し、措置する
【15年度中に措置済み】
- 医薬品の一般小売店における販売
約350品目は医薬部外品として販売を認める
【16年早期に措置】
- 労災保険の業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定
【16年度中に結論】
- 広告規制の緩和
・ネガティブリスト化を視野に入れた内容・範囲の大幅な拡大
【16年度に検討】
・治癒率、生存率、再入院率等についても検討し結論を得る
【16年度に措置】
- 外国人医師等の医療行為等の解禁
・国家資格取得者の就労制限の緩和 【逐次実施】
・医師・看護師の国家資格取得要件の緩和、明確化
【16年度中に措置】
・看護師等養成所の外国人受入定員規制の緩和
【16年度中に措置】

